

公共施設使用料の見直しに係る 基本的な考え方（案）

令和4年11月
宮崎市企画財政部都市戦略課



これまでの取り組み

平成28年度
～
平成30年度

- ✓ 宮崎市公共施設使用料設定基準の策定。
- ✓ 基準に基づき各施設の使用料を試算。試算結果を基に各施設所管課へのヒアリングを実施。

当初は翌年度の消費税率改正に合わせた見直しを想定していたものの、さらに整理すべき事項があるとして**継続検討**とすることを決定。

平成31年度
(令和元年度)

- ✓ 消費税率改正（8%→10%）に伴う使用料改正。
- ✓ 分野ごとに、施設所管課による**担当者会議**をスタート。

令和2年度
～
令和3年度

- ✓ 前年度に引き続き、分野ごとの**担当者会議**を開催。
- ✓ 分野ごとの代表課による**主管課会議**により、全体的な整理事項を協議。

対象施設、コストの考え方、施設の分類、減免要件などについて協議を重ね、見直しの方向性を確認。

令和4年度

- ✓ 新体制において、今後の方針を確認。
- ✓ 都市戦略課が示す基本的な考え方に基づき、施設所管課において**見直し後の料金表**を作成。（現在精査中）

使用料基準の対象外施設

✓ 対象施設は、法令等で使用料を徴収できない等の施設（下表参照）を除く**全ての公共施設** **約100施設**

【見直しの対象外となる施設】

法令等で使用料を徴収できない施設	小中学校、図書館
法令等で算定方法や徴収基準額に準じて使用料を算定する施設	市営住宅、保育所、幼稚園、児童クラブ、社会福祉施設
公営企業に係る施設	上下水道、病院、中央卸売市場
利用者が幼児・児童に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設	児童館、児童センター、児童プール
利用者が高齢者に限定されることから使用料を徴収することが好ましくない施設及び施設の一部	【施設】老人いこいの家、老人福祉センター、高岡老人福祉館 【施設の一部】浴室（総合福祉保健センター、佐土原地域福祉センター、西部地区農村環境改善センター）、高齢者ふれあい室
不特定多数の市民に常時開放することを目的としている施設	公園施設（無料）、運動広場等
地域固有の歴史・文化財等を保存、展示、伝承している地域に特化した教育施設	歴史資料館（生目の杜遊古館、佐土原歴史資料館、天ヶ城歴史資料館）、大淀川学習館
その他別途使用料を算定すべき施設	葬祭センター、プラント系・仮設施設、 学校体育施設

使用料算定の基本的な考え方

- ✓ 積算根拠を明確にして、市民への説明責任を果たすために、施設の維持管理のために必要となる原価（コスト）と受益者負担割合に基づき算定。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

➤ 原価（コスト）

施設使用料の算定にあたっては、公費で負担するイニシャルコストは含めず、**ランニングコストのみ**を原価（コスト）の範囲とする。

➤ 受益者負担割合

生活していく上での必要性の度合いと**民間によるサービス提供の度合い**により、その施設の公共性の大小を判別して、施設を利用する市民（受益者）が負担する使用料と、施設を利用しない市民も負担している税金（公費）の負担割合を決定。

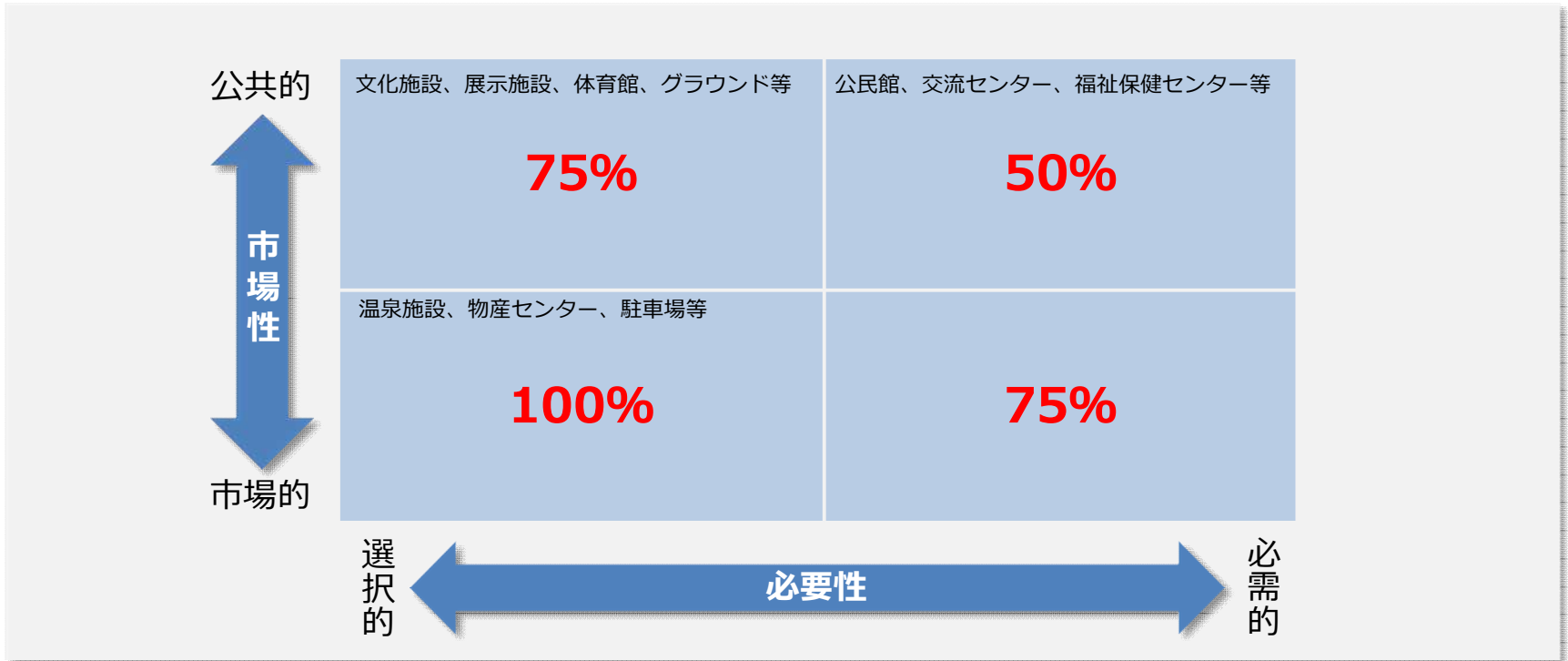
原価（コスト）の算定

- ✓ 使用料算定におけるコストには、施設の**維持管理費と事業運営費(ランニングコスト)のみ**を含める。
- ✓ **施設整備費(イニシャルコスト)**は、公の施設は市民全体の財産であり、世代を超えて誰もが利用できる機会があることから、コストには含めず**公費で負担**。

施設にかかる経費		財源
施設整備費	建設費、大規模修繕費、土地取得費	公費
維持管理費 事業運営費	人にかかる経費 サービスの提供や施設を維持管理する業務に直接従事する職員に要する費用	公費 + 使用料
	物にかかる経費 サービスの提供や施設を維持管理するための物品の購入や施設の修理等に要する費用	

受益者負担割合の設定

- ✓ 民間によるサービスの提供の度合い(公共的 or 市場的)と、生活していく上での必要性の度合い(選択的 or 必需的)の2軸により4つの領域を設定し、それぞれの領域の受益者負担割合を**50%、75%、100%**の3段階で割り振り。



使用料算定における条件

✓ 実際の使用料は、以下の条件に基づき算定。

条件 1 貸出スペースごとに使用料を徴収する施設は、**稼働率が100%**と仮定して算出。

例：集会施設（公民館、ホール等）、体育館、グラウンド など

条件 2 個人単位で使用料を徴収する施設は、**年間の目標利用者数を達成できるもの**と仮定。

例：温泉施設、プール、動物園、フローランテ など

条件 3 実際に市の収入となっている使用料ではなく、**減免している使用料も含める**。



上記の条件に基づき使用料を設定した後は、**施設の稼働率または年間利用者数をできる限り100%に近づけるように努める**とともに、**使用料の減免対象**についても同時に見直しを実施。

スペース単位での貸出施設の算定方法

- ✓ ホールや体育館、グラウンドなど、1室または1面につき使用料を徴収する施設

$$\begin{aligned}
 & \text{1室1時間あたりの使用料} = \left(\frac{\text{施設全体の原価 (コスト)}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間}} \right) \times \text{室面積} \times \text{受益者負担割合} \\
 & \text{1室1時間あたりの原価 (コスト)} = \frac{\text{施設全体の原価 (コスト)}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担割合} \\
 & \text{1m}^2\text{1時間あたりのコスト} = \frac{\text{施設全体の原価 (コスト)}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間}}
 \end{aligned}$$

計算例：〇〇公民館（受益者負担割合50%）の場合

施設コスト 20,000千円
 開館時間 9時～22時（13時間）
 年間開館日数 347日

貸室A 600㎡
 貸室B 200㎡
 貸室C 100㎡
 貸室D 100㎡ 計1,000㎡

貸室Aの1時間あたりの使用料算定

$$\begin{aligned}
 & \text{貸室Aの原価} = \frac{20,000\text{千円}}{1,000\text{m}^2 \times (13\text{時間} \times 347\text{日})} \times 600\text{m}^2 \\
 & = 2,658\text{円} \\
 & \text{貸室Aの使用料} = \text{貸室Aの原価 } 2,658\text{円} \times \text{受益者負担割合 } 50\% \\
 & = 1,329\text{円} \approx \mathbf{1,320\text{円/h}}
 \end{aligned}$$

1m²1時間あたりのコスト 4.43円

個人単位での利用施設の算定方法

✓ プールや動物園など、利用者1人につき使用料を徴収する施設

$$1 \text{ 人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$$

1人あたりの原価（コスト）

計算例：△△プール（受益者負担割合75%）の場合

施設コスト **3,000千円**

年間目標利用者数 **6,500人**

1人あたりの使用料算定

$$1 \text{ 人あたりの使用料} = \frac{3,000 \text{ 千円}}{6,500 \text{ 人}} \times \text{受益者負担割合 } 75\%$$

= 346円 ≒ **340円/人**

1人あたりのコスト 461円

同一目的施設間での調整

- ✓ 原則として、同一の利用用途の場合は同一の料金になるように調整。



施設の「古い」「新しい」にかかわらず、基本的には同一の使用料を設定

料金統一の方法（主にスペース貸し施設）

- ① 施設の用途・規模に応じた「**使用料区分**」を設定。
- ② 各区分の代表的な施設（複数）において、「**使用料基準**」に基づく使用料の算定を行い、その平均額を当該区分の「**基礎単価**」として設定。
- ③ ②で設定した「**基礎単価**」を基に各施設の「**見直し後の使用料**」を決定。（必要に応じて按分調整、激変緩和措置を検討）

スペース貸し施設の「使用料区分」

文化ホール等

大ホール
小ホール
音楽室
楽屋

公民館等

多目的ホール
会議室
料理実習室

体育施設

体育室
武道場
弓道場
屋外スポーツ施設

農産物加工センター

農産物加工室

**「使用料区分」ごとに
統一の「基礎単価」を設定**

※ その他、貸出時間、利用者・用途毎の料金設定等、各施設の料金体系についても区分ごとに統一を図る。

大幅な値上げとなる施設への対応

- ✓ 以上の考え方に基づき各施設の使用料を算定した場合、一部では見直し後の使用料が見直し前と比較して大幅な値上げとなる施設も出てくる見込み。
- ✓ また、前項のとおり同一用途施設間では原則使用料を統一することになるため、合併により旧4町から引き継ぎ、同一用途の旧市の施設と比較して極端に安価な使用料が設定されている施設などは、特に値上げ幅が大きくなることが想定される。

【例：1,500㎡規模の体育館の場合】

施設名	面積	使用料
総合体育館	1,840.00 ㎡	1,680 円/ h
佐土原体育館	1,656.00 ㎡	1,680 円/ h
天ヶ城公園体育館	1,587.00 ㎡	310 円/ h
清武体育館	1,590.00 ㎡	430 円/ h

使用料見直し & 料金統一

**旧町から引き継いだ施設
(天ヶ城、清武) は、
大幅な値上げとなる可能性**

※佐土原は合併後に建設したため、
総合体育館の料金に統一されている。

- 使用料の大幅な値上げにより、利用者が大幅に減少し、施設の収支バランスを悪化させることが想定される場合には、**値上げ額を緩和する措置 (激変緩和措置)** を講じるものとする。

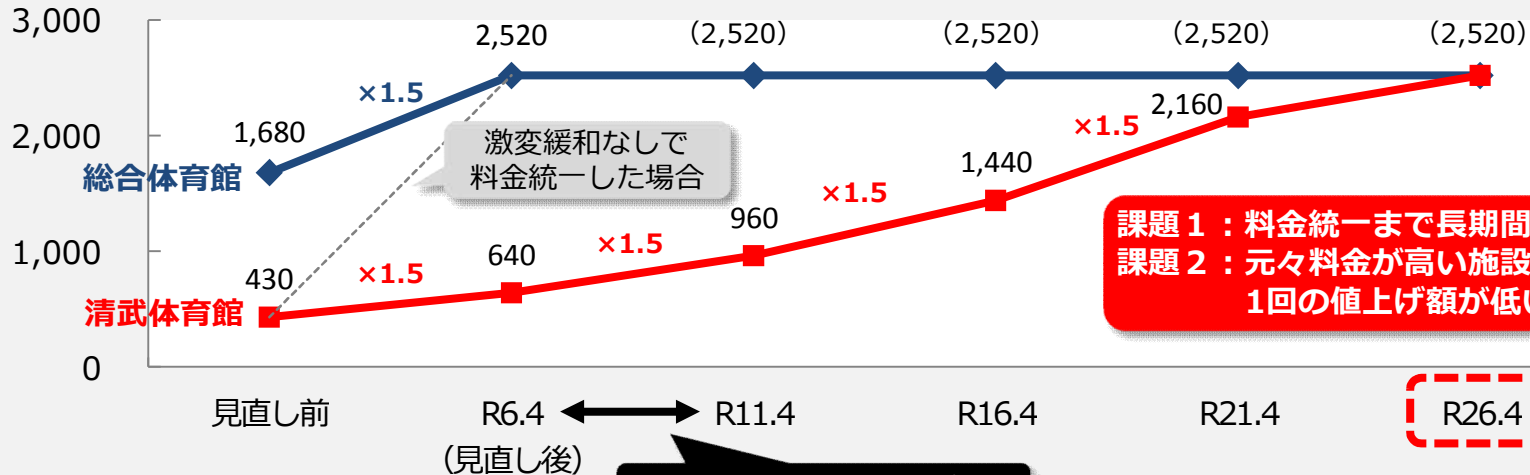
激変緩和措置【現在の使用料基準】

現在の使用料基準

見直し後の使用料は、**見直し前の概ね1.5倍**を上限とする。
 (施設ごとに判断)

✓ しかしながら、上記のルールだけでは以下のとおり一部の施設において課題が生じることが想定。

例：1,500㎡規模の体育館で、仮に2,520円に統一することとなった場合



課題 1：料金統一まで長期間を要する。
課題 2：元々料金が高い施設よりも、
 1回の値上げ額が低い。

見直しのサイクル：5年間

※年度は仮設定

激変緩和措置【使用料基準の見直し案】

- ✓ 旧市域の施設と合併により旧4町から引き継いだ施設では、見直し前の使用料に開きがあるため、**それぞれ別個の激変緩和措置の適用ルール**を設定。

【使用料基準見直し後の激変緩和措置の適用ルール（案）】

旧市域の施設

- 見直し後の使用料は、**見直し前の使用料の概ね1.5倍を上限**とする。

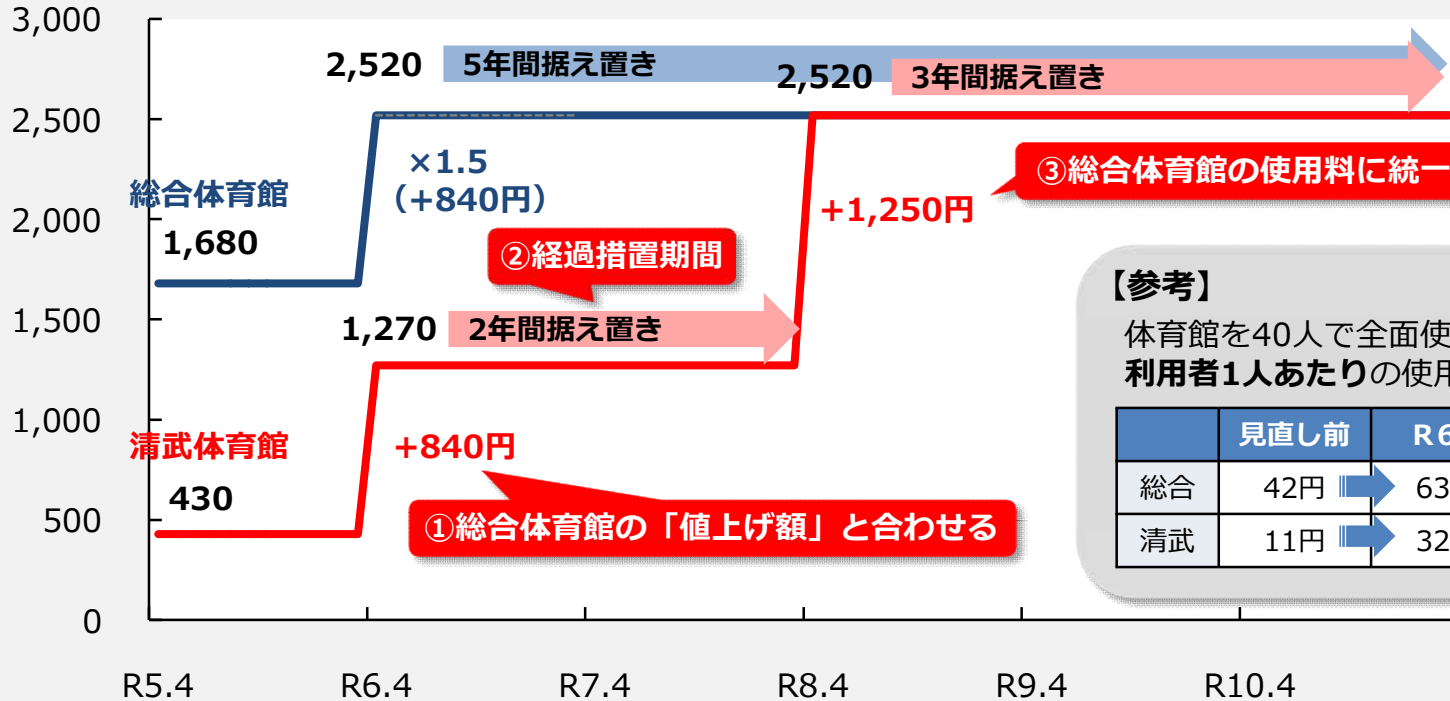
旧町域の施設

(合併により引き継いだ施設)

- 原則、**同一区分の旧市域施設の“見直し後の使用料”に統一**するが、値上げ幅が極端に大きくなる施設においては、**2回に分けて段階的に値上げ**することも可能とする。
- また、段階的に値上げする場合の1回目の“値上げ額”については、原則、**同一区分の旧市域施設の“値上げ額”に統一**し、値上げ後は“**2年間**”料金を据え置くものとする。

新ルールによる激変緩和措置の具体例

例：1,500²規模の体育館で、仮に2,520円に統一することとなった場合



【参考】

体育館を40人で全面使用した場合の
利用者1人あたりの使用料

	見直し前	R6.4	R8.4
総合	42円	63円	63円
清武	11円	32円	63円

※年度は仮設定

子育て世代、スポーツ振興に配慮した料金設定

- ✓ 子育て世代の負担軽減及びスポーツ振興の観点から、今回の見直しに合わせて「スポーツ施設」における**子ども料金の減額率の拡充**を行う。

例：総合体育館において、仮に一般料金が2,520円に値上げとなった場合

見直し前

スポーツ施設における「児童生徒」（高校生以下）の使用料は、殆どの施設で**一般料金の半額**

料金区分	現行	
	使用料	減額率
一般	1,680 円	-
児童生徒（高校生以下）	840 円	1/2

見直し後

「児童生徒」の区分を「高校生」と「中学生以下」に分け、「中学生以下」については、**一般料金の3分の1**の使用料とする。

料金区分		現行	
		使用料	減額率
一般		2,520 円	-
児童生徒	高校生	1,260 円	1/2
	中学生以下	840 円	1/3

※ 激変緩和措置により現行の1.5倍の料金となるスポーツ施設については、中学生以下は値上げなしとなる。（現行×1/2 = 現行×3/2×1/3）

中学生以下は値上げなし※

設備使用料の取り扱い

- ✓ 施設使用料の算定基礎となる施設コストには、通常設備の維持管理にかかるコストも含まれているため、今回の見直しにより、原則、**施設使用料に含まれることとなる**。
- ✓ ただし、特定の用途でしか使用されないものや、使用によって著しくコストを要するものについては施設使用料とは別に算定を行う。

【主な設備使用料の取り扱い】

設備の種類	主な施設	利用者の範囲	今回の見直しにおける取り扱い
冷暖房設備	会議室等	広範的	無料 （施設使用料に含める）
	体育館、プール	限定的	有料（別途算定）
照明設備	体育館	広範的	無料 （施設使用料に含める）
	屋外スポーツ施設	限定的	有料（生目の杜を基準に統一）
スコアボード、放送設備	野球場	限定的	有料（生目の杜を基準に統一）
その他の備品等	—	—	各施設の実情に応じて判断（規則等で別途定める）

減額・免除の取り扱い

- ✓ 使用料の減免は政策的な理由などによる特例的なものであるため、**真にやむを得ないものに限定**。
- ✓ 以下の適用事由を原則として、各施設の特性等を勘案した上で**施設毎に判断**。
(ただし、利用料金施設において指定管理者が設定する減額・免除については、この考え方の対象外)

- ① 市内在住の身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持する者及びその介護者が利用する場合
- ② 市内在住の要介護（支援）認定を受けている者及びその介護者が利用する場合
- ③ 市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校に在籍する者が利用する場合（ただし、**50%程度の減額**に止める。また、部活動等の課外活動は減額の対象外とする）
- ④ 文化ホール施設の大ホール等を市内の高等学校、大学主催で利用する場合（ただし、**30%程度の減額**に止める）
- ⑤ **公益的な活動、または市が事業支援（運営補助や活動補助など）する団体が、施設の設置目的に沿った活動を行い、かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動やその運営に係る会議・活動で利用する場合**
- ⑥ **その他の団体が、施設の設置目的に沿った活動かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動で利用する場合**（ただし、施設毎の登録団体や事業支援を受けているNPO法人や民間団体等に対しては、50%程度の減額に止める）
- ⑦ **市が主催、共催する場合**

※市が事業支援（運営補助や活動補助など）する団体の加盟団体（下部組織等）について、減額・免除が必要な場合には、関係課で協議して別途共通ルールを定める。

“減免適用事由⑤,⑥”における団体及び活動内容の判断基準

適用事由	団体区分	団体の定義	減免できる活動内容の条件			減額上限
			施設の設置目的に沿う	公益性(市の施策に関連)のある	事業支援を受ける	
⑤	地域・まちづくり団体	公益的な活動 を行う OR 市が 事業支援 する (運営補助、活動補助等)	○	○		100%
	スポーツ協会、中体連					
	社会教育関係団体					
	福祉関係団体					
	市芸術文化連盟					
	その他の公益的活動を行う地域団体					
⑥	ボランティア団体	市内で活動する	○	○		100%
	施設毎の登録団体	-	○	○		50%
	NPO	市が 事業支援 する (運営補助、活動補助等)	○		○	
	民間、営利団体					

見直しの時期・サイクル

- ✓ 原則全ての対象施設を一斉に見直し。その後は**5年のサイクル**で定期的に見直しを行う。
- ✓ ただし、指定管理施設のうち“**利用料金制**”を採用している施設については、公募の公平性を確保するため、**指定管理者の選定期間**に合わせて順次見直しを行う。
(原則、選定年度の前年度に条例を改正し、次期指定管理期間の開始と同時に条例施行)

使用料・利用料金の見直し時期のイメージ

例：使用料施設の条例改正を令和5年度、条例施行を令和6年度からとする場合

料金	施設名	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
使用料	〇〇公民館		条例改正	条例施行				
	△△センター		条例改正	条例施行				
利用料金	□□会館		条例改正	指定管理者選定	条例施行			
	××プラザ			条例改正	指定管理者選定	条例施行		
	〇〇館				条例改正	指定管理者選定	条例施行	

まとめ【今回の見直しの主なポイント】

項目	見直しのポイント	基準改定
① 見直しの対象外施設	✓ 歴史資料館、大淀川学習館、学校体育施設 を見直しの対象外施設に追加。	あり
② コストの考え方	✓ 使用料算定上のコストには、 イニシャルコストは含まない。	なし
③ 受益者負担割合の考え方	✓ 施設の性質に応じて、50～100%の3段階で設定。	なし
④ 使用料算定の条件	✓ いずれも使用料が安く算定される（利用者にとって有利な）条件。	なし
⑤ 同一用途施設間での調整	✓ 施設の「古い」「新しい」にかかわらず、基本的には同一の使用料を設定。	なし
⑥ 激変緩和措置	✓ 大幅な値上げとなる旧4町域の施設は、 2年間の経過措置期間を設け、旧市場の施設に統一。	あり
⑦ 児童生徒の料金設定	✓ スポーツ施設における中学生以下の料金は、 一般料金の1/3に設定。	あり
⑧ 設備使用料の取り扱い	✓ 原則、施設使用料に含む。（一部、利用が限定的な設備は別途徴収）	あり
⑨ 減額・免除の取り扱い	✓ 要件（団体、活動内容）を満たさないものは減免対象外。	あり
⑩ 見直しの時期・サイクル	✓ 5年おきに見直し（利用料金施設は指定管理者の選定期間に合わせて見直し）	あり